

11月は児童虐待防止・DV防止推進月間

●問い合わせ先 女性・子ども支援課 ☎(248)1199

「しつけ」という名の暴力を

していませんか

児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、児童福祉法などの改正で子どもへの体罰は禁止となりました。保護者が子どものためだと考えても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体を傷つけ、安全をおびやかすものであれば児童虐待となります。何度も言葉で注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた。

・いたずらをしたので、長時間正座をさせた。
・宿題をしなかったため、夕食を与えなかった。
・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。

これは全て体罰です。体罰が繰り返されると子どもの心身の成長・発達に悪影響が生じる可能性があります。体罰ではなく、どうすればいいの言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

詳細はパンフレット『体罰等によらない子育てを広げよう』をご覧ください。具体的な工夫のポイントを掲載しています。



子どもの面前での暴力も

心理的な児童虐待です

児童虐待には、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト(育児放棄)・心理的虐待があります。子どもの目の前で家族に対する暴言暴力、激しい夫婦喧嘩などの心理的虐待が増えています。虐待はどの家庭にも起こる可能性があります。保護者も一人ではどうにもできず悩んでいる可能性もあります。

こんなときは相談(通告)を

「虐待かも」と思ったなら市の相談窓口や児童相談所に相談(通告)してください。相談(通告)は子どもを守るだけでなく、虐待をすることに悩む保護者への支援のきっかけにもなります。通告者は特定されることなく秘密は守られます。

▼通告・相談先

- ・全国共通ダイヤル(24時間対応)
☎189(イチハヤク)
- ・県中央児童相談所
☎(381)4451
- ・市女性・子ども支援課
☎(248)1199

DVと思ったら一人で悩まず相談を

DVとは配偶者やパートナーからの暴力のことをいいます。「令和元年度男女共同参画に関する県民意識調査」では、女性の5人に1人、男性の7人に1人がDV被害の経験があるという結果が出ています。最近では、デートDV(交際相手からの暴力)も増えています。

DVチェックリスト

- キレると壁を蹴ったり、物を投げられたりする。
- 暴力を振るわれたあと、急に優しくされたり謝られたりする。
- 「バカ」「死ね」と言われたことがある。
- 相手の機嫌を損ねないように気を使っている。
- 「誰に食わせてもらっているんだ」と言われたことがある。
- 性行為を強要される。
- 頻りに携帯に電話して居場所を確認される。

もしかしてDVかもと思ったら、一人で抱え込まず、相談してください。まず一歩踏み出してみてください。

▼相談先

- ・DV相談ナビ
☎#8008(ハレレバ)
- ・DV相談+(プラス)(24時間対応)
☎0120-279-889
- チャット相談
(正午～午後10時)
- ・市女性・子ども支援課
☎(248)1199



あたたかい家庭を必要としている子どもたちがいます。里親制度

何らかの事情により、家庭での養育が受けられない子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、関係機関のサポートを受けながら養育するのが里親制度です。里親にはさまざまな種類があります。

▼養育里親

子どもが家庭に戻るまで、またはおむね18歳になるまで里親の家庭に迎え入れて養育します。

▼養子縁組里親

養子縁組を結ぶことが前提です。養子縁組が成立するまでの間、里親として一緒に生活します。

▼親族里親

実親の死亡や行方不明などにより、3親等以内の親族が里親として養育します。

▼季節・週末里親

週末や長期休暇などに数日から1週間ほど、子どもを預かり養育します。子どもは家庭だけではなく、地域社会全体で育成される必要があります。一人でも多くの人に里親制度を知ってもらうことが重要です。

里親について詳しく知りたい人、里親になりたい人、お気軽にお尋ねください。

- ・県中央児童相談所
☎(381)4451
- ・児童養護施設 熊本天使園
☎(242)0420

マイナンバーカード 作る人が増えています

●問い合わせ先 市民課 ☎(248)1113



皆さん、マイナンバーカードは作り

ましたか。マイナンバーカードは身分証明書としての利用のほかに、令和3年3月以降は健康保険証としての利用がスタートします。

またマイナンバーは令和3年3月までの申し込みとなっています。(予算が上限に達した場合は期限前に受付終了します)

申請や受け取りがよりしやすいように、12月～2月の間、日曜開庁に併せてマイナンバーカード専用の窓口を開設します。この機会にぜひマイナンバーカードを作ってみませんか。

マイナンバーカード日曜開庁窓口開設日

| 2月 | 1月 | 12月 |
|-----|-----|-----|
| 7日 | 10日 | 6日 |
| 14日 | 24日 | 13日 |
| 28日 | 31日 | 27日 |

時間は全て9時～12時30分

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、必ず事前の予約が必要です。予約無しの手続きはできませんので、ご了承ください。

マイナンバーカードの申請方法

申請方法がいくつかありますので、自分にあう申請方法を選べます。

方法①本人が窓口で申請する場合

▼受付窓口

市民課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

▼受付時間

平日午前8時30分～午後4時30分

▼持ってくるもの

写真付きの本人確認書類1点および健康保険証や年金手帳などの本人確認書類が1点、印鑑、マイナンバー通知カード、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

▼カードの受け取り方法

市から申請者へ、本人限定受取郵便で送付します。

POINT
受け取りは来庁不要



※本人確認書類が不足した場合は、本人限定郵便での送付ができなくなります。再度カードを受け取りに窓口

に来ていただくこととなりますのでご注意ください。

方法②郵送で申請する場合

交付申請書に必要事項を記入し、顔写真(裏面に氏名・生年月日を記入)を貼付して左記に郵送。申請書は通知カードに付いている申請書もしくは窓口にて申請書を交付します。

▼送り先 〒219-8730

- 日本郵便株式会社
- 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
- 地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター

※送付用封筒を窓口でも準備しています。

▼カードの受け取り方法

市から申請者へ交付通知書を後日送付しますので、市民課で受け取ってください。

POINT
お近くのポストに投函で申請完了



方法③オンラインで申請する場合

パソコンやスマートフォンを使って交付申請書の専用のバーコードから申請用ウェブサイトにアクセス後、顔写真を添付して送信してください。

▼カードの受け取り方法

申請者へ交付通知書を後日送付しますので、市民課で受け取ってください。

POINT
自宅で簡単、スマートフォンで撮った写真でOK



無料で写真撮影を行なっています

マイナンバーカードの普及拡大を目指す、申請書に必要な写真を無料で撮影しています。ぜひご利用ください。

重要なお知らせです

- ・マイナンバーカードを申請して受け取るまでに2カ月程度かかります。申請・受け取りの際の窓口も混雑しますので、時間に余裕をもって、お越しください。
- ・交付通知書を事前に送付していただきますが、内容を確認せず窓口に来られ、受け取りできない人が多くいます。必ず封筒の中身をご確認ください。
- ・入院中の人や寝たきりなどやむをえない理由などで直接窓口に来ることが困難な人は、代理人の受け取りも可能です。必要書類などもありますので、代理で受け取りを希望される人は必ず市民課まで事前にお尋ねください。

※仕事や学校などの理由は対象となりませんので、ご注意ください。